

佐賀県庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る入札参加資格停止等の措置基準 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(措置要件の適用基準)</p> <p>第2条 <b>措置</b>要領別表第2第<b>11</b>号の「不正又は不誠実な行為」とは、原則として次のような場合をいう。</p> <p>なお、県外における不正又は不誠実な行為については、当該事案が県内や社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる場合に限り、本号を適用するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(期間の加算)</p> <p>第3条 次の各号に該当するときは、要領別表各号の期間(短期)にそれぞれ1か月を単位として加算するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 2以上の契約違反等(要領別表第1第4号に該当)又は不正若しくは不誠実な行為(要領別表第2第<b>11</b>号に該当)が行われたとき</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>以下、略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(措置要件の適用基準)</p> <p>第2条 要領別表第2第<b>13</b>号の「不正又は不誠実な行為」とは、原則として次のような場合をいう。</p> <p>なお、県外における不正又は不誠実な行為については、当該事案が県内や社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる場合に限り、本号を適用するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(期間の加算)</p> <p>第3条 次の各号に該当するときは、要領別表各号の期間(短期)にそれぞれ1か月を単位として加算するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 2以上の契約違反等(要領別表第1第4号に該当)又は不正若しくは不誠実な行為(要領別表第2第<b>13</b>号に該当)が行われたとき</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>以下、略</p>